

国保の保険税

国保では、その年度の県納付金と保健事業等にかかる町支出額から国・県の補助金を差し引いた額を保険税として各世帯に割り当てることになっています。

【福智町の保険税】

項目	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	世帯の所得に応じて計算 税率 7.2%	世帯の所得に応じて計算 税率 2.63%	第2号被保険者の所得に応じて計算 税率 2.52%
均等割	世帯の加入者数に応じて計算 一人あたり 24,000 円	世帯の加入者数に応じて計算 一人あたり 9,000 円	第2号被保険者の人数に応じて計算 一人あたり 9,000 円
平等割	一世帯にいくらと計算 26,000 円	一世帯にいくらと計算 10,000 円	第2号被保険者がいる世帯にいくらと計算 7,000 円

※最高限度額は、医療分 65 万円、後期高齢者支援金分 20 万円、介護分 17 万円で**合計 102 万円**となります(令和4年度)。

- 所得の低い人は、世帯の所得に応じて、保険税の均等割額、平等割額の7割・5割・2割が軽減されます。(法定減免)
- 保険税を納めるのは世帯主となっています。世帯主が国保に加入していない場合も、保険税を納入する義務は世帯主にあります。
- 介護保険の導入で、40歳以上の人は、生活保護を受けている人などを除いて、介護保険に加入して介護保険料を納めることとなります。そのため、保険税は医療分、支援金分に介護分をあわせて納めることとなります。